

精神障害者の雇用が義務化されるか？

企業には障害者を雇用する義務があります。障害者雇用促進法では、民間企業に義務づけている法定雇用率は1.8%です。

56人以上労働者がいる企業では最低1人は雇用しなくてはなりません。この率が、来月から2.0%に上がります。

50人以上の企業規模に範囲が拡大します。現在法定雇用率を達成していない企業には納付金制度があります。これは罰金の意味合いがあり、1人不足するごとに1月あたり5万円を徴収しています。

ただし、この納付金制度は、企業規模の大きいところのみを対象にしています。

現在は201人以上従業員がいる企業が対象になっていますが、平成27年4月からは101人以上になります。

今年からの法定雇用率アップ、27年からの納付金制度対象範囲の拡大等障害者雇用の重要性が高まってきているゆ

に思います。

このような状況ですが、今朝の日本経済新聞には次のような記事が掲載されていました。

厚生労働省の労働政策審議会の分科会は14日、障害者雇用促進法で精神障害者の雇用を義務付ける必要があるとする意見書をまとめた。これを受け、同省は改正法案を作成し、21日に開かれる分科会で議論する。分科会で合意が得られれば改正法案を今国会に提出し、5年後の2018年4月の施行を目指す。

ただ企業側からは「精神障害者の雇用支援策を充実させ、効果を確認してから義務化に踏み切るべきだ」などと慎重な声も出ており、法改正の見通しは不透明だ。

厚労省では、雇用義務の対象と想定するのは精神障害者保健福祉手帳を持つ統合失調症、そううつ病、てんかんなどの患者。近年は精神障害者の就労意欲が高まり、大企業

を中心に採用が増えている。

(2013.3.15朝刊)

現段階では法律が改正されるか不透明ですが、障害者雇用を無視していくわけにはいかならないと思われます。

障害者雇用に積極的といわれる企業にユニクロがあります。

ユニクロは1店舗1人の障害者雇用を目指しています。同社のホームページを見ると2011年の障害者の割合は次のようになっています。

軽度知的障害者58%

精神障害者12.5%

重度知的障害者12%

軽度身体障害者8%

重度身体障害者7%

その他2.5%

障害者でも身体、精神、知的と分かりますので、自社ではどのようなタイプが適切か見極めることが第一歩ではないかと思います。